

(66) 町民手づくり事業補助金	
【担当部署】 企画課まちづくり推進係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000068.html	
【補助金の内容】 ・住民自らがまちづくりのため、創意工夫し企画した事業及び活動等に対し補助 （構成員が5名以上で複数の町民を含み主に町内で事業を行う団体に限る）	
【補助対象事業】 ①事業計画や費用が実現可能で妥当なものと認められ、次のいずれかに該当するもの ア. まちづくりに熱意やアイデアを持つ住民が、自主的に実施する住民組織づくりまたは住民組織づくりのための事業企画を目的とする事業 イ. 住民組織（以下「住民組織等」という。）自らが実施するまちづくりに関する事業 ②事業の性質について、次のいずれかに該当するもの ・不特定多数または社会の利益につながるもの ・独自の発想や新たな視点のもの ・波及効果や新たな展開を期待できるもの ・将来的に自立し継続が見込めるもの ③地区を限定する事業にあっては、当該地区の同意を既に得てあるもの	
【対象外事業】 ①政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とするもの ②国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付を受けているもの ③対象事業アの事業で、既に本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの ④対象事業イの事業で、既に3回本事業の補助金の交付を受けたことがあるもの ⑤その他町長が適当でないと認めるもの	
【補助金額】 ・対象事業 ア：補助率10/10以内（上限10万円） イ：補助率6/10以内（上限30万円）	
【対象外経費】 ・住民組織等にかかる事務所等の維持経費、経常的な事業に要する経費、構成員による会合の飲食費、構成員に対する人件費及び謝礼	
【実施期間】 平成20年度～	
【申請に必要なもの】 ・申請書類 ・印鑑 ・振込先のわかる通帳など ・その他町長が必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①申込書提出⇒ ②申込内容の審査⇒ ③承認決定⇒ ④申請書の提出⇒ ⑤交付決定⇒ ⑥申請事業の実施⇒ ⑦申請事業の実績報告⇒ ⑧交付確定通知⇒ ⑨指定口座へ振込	
【備考】 新農村づくり総合支援事業、商工観光みらい応援事業など、他の補助事業に該当する事業は対象外	